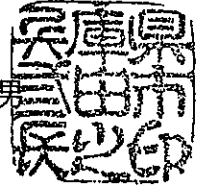


三 道 第 1 4 3 号
平成30年12月14日

木器区

区長 XXXXXXXXXX 様

三田市長 森 哲 男



木器香下線のグリーンベルト移設要望等について（回答）

平素は、市行政各般にわたり、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成30年8月6日に提出がありましたみだしの件について、下記のとおり回答します。

記

【回答】

1. 樹木の市道へのはみ出しについて

山林の土地所有者に対し、適切な維持管理をしていただくよう要請してまいります。

2. グリーンベルトの移設又は新設歩道の設置について

現在のグリーンベルトの経年による劣化及び、隣接する山林からの樹木のはみ出しや落葉による影響を踏まえ、グリーンベルトの移設に向け、関係機関と調整してまいります。

3. 防犯灯（道路灯）の設置について

当該区間には防犯灯（道路灯）が全ての電柱に設置されており、一定の明るさも確保されておりますことから、新規の設置は困難であると考えますのでご理解をお願いいたします。

その他について

急傾斜地の崩壊対策につきましては、斜面地所有者のみならず隣接地所有者にも等しく予防措置の必要性があるものであるため、斜面地所有者に対してのみ請求できるものではなく、一般的には斜面地所有者と隣接地所有者で工事の実施方法や費用分担等を協議するものとされています。このため、三田市からの斜面地所有者に対する改善要望につきましては、お受けいたしかねます。

なお、ご要望の箇所は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地）に指定されるとともに、その一部が土砂災害特別警戒区域に指定されていますが、被害想定区域内の人家が多い箇所等で、当事者のみで対策工事を実施することが困難な場合、当事者になり代わり兵庫県が対策工事を実施する急傾斜地崩壊対策事業が採択される可能性があります。

このことから、三田市としましても当該箇所の事業化について兵庫県に要望して参りますが、事業採択には、斜面地所有者、隣接地所有者の同意や、工事実施にかかる周辺住民の合意形成が必要となりますので、関係者の皆さままでご相談をいただいた上、貴区からも兵庫県へ要望されることをご検討いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ】

1～3について	・・・・	地域振興部	道路河川課	TEL 5 5 9 - 5 1 0 1
その他について	・・・・・・・・		危機管理課	TEL 5 5 9 - 5 0 5 7